



川口市立芝樋ノ爪小学校

川口市芝樋ノ爪 2-10-48

TEL 048-266-5265

芝樋ノ爪小だより 11月号

<https://shibahinotsume.edumap.jp>

令和2年10月30日

めざす学校像「明るく元気なあいさつと笑顔があふれる、きれいで楽しい学校」

いじめ撲滅強調月間

校長 若林 茂

10月に実施した今年度初めての授業参観（体育）には、たくさんの保護者の皆様にお越しいただきました。心より感謝申し上げます。やっとお子様たちの学校での様子をご覧いただくことができました。12月の授業参観は、3密を避け分散で参観していただく予定です。また、10月は、今年度初めての体育朝会（短なわとび）・音楽朝会（低学年のみの分散）など、異学年での活動も再開しました。異学年での活動は、上級生はリーダーシップを発揮してグループをまとめたり、下級生の世話をしたり、下級生にとってはあんな上級生になりたいなと目標にしたりする大変意義のある活動です。とりわけ小規模校の本校にとっては、大切にしている活動です。11月は、なかよし班（異学年グループ）の活動があります。6年生が中心となって、それぞれの班が仲よく、楽しくすごせるような活動を考えています。

さて、埼玉県では、毎年11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、県を挙げていじめの防止・根絶のために集中的に取り組んでいます。先日公表された文部科学省の「問題行動・不登校調査」の結果によると、昨年度、埼玉県内の学校で把握されたいじめの件数は、過去最多となりました。【小学校が18,952件（前年度比4,463件増）、中学校が3,920件（同171件増）】全国でも過去最多を更新したそうです。文部科学省は「冷やかし、からかいなどの初期段階から積極的に認知した結果」と分析しています。

本校は、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、全教職員が「いじめはどの子にもどの学校にも起こり得る」との共通理解のもと、いじめの早期発見・早期対応・早期解消に向けて取り組んでいます。その際、教職員が「いじめ防止対策推進法（第2条）」のいじめの定義を正しく理解し、被害を受けた児童に寄り添って対応するようにしています。今年度、いじめがありました。担任、いじめ対応教員、管理職らが組織的に対応し、関係する児童から話をよく聞き、保護者のご理解とご協力をいただきながら解消に向かっていきます。11月4日の講話朝会では、私から子供たちに、いじめをなくすために次のような話をする予定です。

された人が、嫌だとか苦しいと感じたらそれはいじめです。いじめは、絶対にしてはいけません。先生たちは、いじめは、絶対に許しません。いじめられた人を必ず守ります。もし、いじめがあったら、すぐに先生たちに話してください。また、いじめを見た人、知っている人も話してください。どの先生も、話を聞いて力になってくれます。先生に言えなかったら、おうちの人や大人の人に話してください。これからもみんなで、いじめのない、笑顔いっぱいの芝樋ノ爪小学校にしましょう。

前述の調査で、埼玉県でのいじめの把握のきっかけは、「学校の教職員らによる発見」が64.1%、「本人や保護者からの訴えなど、教職員以外の情報による発見」が35.9%だそうです。保護者の皆様、ご心配なことがありましたら担任または校長、教頭にご相談ください。本校は、いじめをなくし、「明るく元気なあいさつと笑顔があふれる、きれいで楽しい学校」をめざしています。

「いじめ防止対策推進法（平成25年施行）第2条」—いじめの定義—

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※本校の「いじめの防止等のための基本的な方針」は、学校のホームページに掲載しています。